

Ⅱ よくある質問と回答

1 補助の対象となる者について

Q 1-1 個人は申請できないのですか？

A 1-1 個人としての申請は対象としていませんので、個人を構成員としたり事業に関与させたりするなどして団体が申請を行ってください。

Q 1-2 お祭りなど特定の事業を行うための実行委員会は申請できますか？

A 1-2 できます。ただし、任意団体として申請の要件を備えていることに御留意ください。

Q 1-3 団体を結成したばかりで公演等の実績がありませんが、対象になりますか？

A 1-3 公演等の実績を求めるのは、その団体に補助事業を遂行する能力があるかを審査するためです。団体としての実績がない場合は、団体の主要な構成員が実績を有しており、事業を遂行する能力があることを示してください。

Q 1-4 団体の中で1名しか公演等の実績のある者がいませんが、主要な構成員の実績として認められますか？

A 1-4 その1名の実績をもって補助事業を遂行する能力があることを説明できれば、認められます。

Q 1-5 公演等の実績とはどのようなものを指しますか？

A 1-5 不特定多数の方を対象に公演や展示など公開事業を行った実績があることとします。作品の創作を行っただけでは対象になりません。

Q 1-6 一つの団体が複数申請してよいのでしょうか？

A 1-6 一つの団体につき申請は1件のみとします。

Q 1-7 同じ人間が複数の団体の代表をしている場合、団体ごとに申請することはできますか？

A 1-7 申請はできますが、審査においては、それぞれ独立した団体として運営されており、実質的に別の団体であるかを考慮の上で判断します。

Q 1-8 複数の団体が共同で申請することはできますか？

A 1-8 申請者を2者とすることはできませんが、組合としての共同企業体が申請することは可能です。

Q 1-9 一つの団体が複数の施設の指定管理者になっている場合は、施設ごとの申請は可能ですか？

A 1-9 申請は団体単位で1件となります。ただし、共同企業体で、その構成が施設ごとに異なっている場合は、それぞれが申請することが可能です。

Q 1-10 学校法人は対象になりますか？

A 1-10 対象になります。ただし、生徒等の発表会、展示会は対象になりません。

Q 1-11 美術館・博物館は対象になりますか？

A 1-11 対象になります。ただし、常設展をそのまま開催する場合は対象になりません。

Q 1-12 映画館は対象になりますか？

A 1-12 対象となります。ただし、全国的に広報・宣伝され公開される作品の上映に関わる活動は対象とはなりません。映画館として、主体的に特色ある作品や作品群を積極的に選定し、広報・上映公開する活動が対象となります。

Q 1-13 ライブハウスは対象になりますか？

A 1-13 ライブハウスが公演等を主催するのであれば、対象になります。ライブハウスが会場として使用されるだけであれば、申請はその公演を行う者が対象となります。

Q 1-14 会社が実行委員会を作って事業を行う場合、会社名と実行委員会名のどちらで申請するのがよいのでしょうか？

A 1-14 資金面で責任を持つ団体が申請してください。経費が会社の経理に算入されるのであれば会社による申請となり、会社とは別に経理処理するのであれば実行委員会による申請となります。

2 補助の対象となる事業について

Q 2-1 国や市町村の補助金を使う事業は補助を受けられますか？

A 2-1 受けられます。ただし、補助金の額の算出に当たっては、補助対象経費から国や市町村の補助金を充当する額を控除した上で補助率をかけますので、御注意ください。

また、その補助金が本補助金との併用を可能とするかについては、必ず確認してください。

Q 2-2 神奈川県以外の補助金を使う事業は補助を受けられますか？

A 2-2 受けられません。(団体としては神奈川県以外の補助金を受けていても、本補助金の補助事業に充てていない場合は受けられますので、確認してください。)

Q 2-3 「新たな事業」と「先駆的事业」の違いがよくわかりません。

A 2-3 「新たな事業」は、本補助金に申請するための必要条件で、補助金の申請を行う団体が過去に実施していない事業か、過去に実施した事業に新たな取組を加える事業を言います。

「先駆的事业」は、「新たな事業」であることを前提に、従来にない表現の内容若しくは方法又は実施の形態を実現し、社会への波及効果が期待される事業を言い、これに該当すると補助率と補助額の上限額の特認を受けられます。

Q 2-4 前年度に本補助金の採択を受けた団体ですが、今回も申請する場合、新たに「新たな事業」を行う必要があるのでしょうか？

A 2-4 複数年(3年間で上限)を通して一つの目的を有する事業であれば、2年目及び3年目は毎年新たな取組を加える必要はありません。交付申請書の「新たな事業であることの説明」を記載する欄には、前年度からの継続事業である旨を記載してください。

Q 2-5 前年度に本補助金を申請し、不採択となりました。申請した「新たな事業」を本補助金を使わずに実施したのですが、A 2-4にいう継続事業として扱えますか？

A 2-5 本補助金の採択を受けていない場合、継続事業とはならず、新たに「新たな事業」で申請する必要があります。

Q 2-6 先駆的事业の具体例はどのようなものが想定されますか？

A 2-6 あくまで例示ですが、伝統芸能と西洋音楽など異質の表現を融合させた事業、従来と異なる特殊な場所で実施する事業、参加者と双方向のやり取りを可能にする先進技術を導入する事業などが想定されます。

【令和4年度に先駆的事业と認められたものの例】

- 横浜中華街と世界各地の中華街の住民が「中華」「華僑」アイデンティティとは何かを問う演劇・ダンスの作品を、神奈川発で国際共同制作する事業
- 横浜市中区寿町をフィールドとして、路上生活者がダンスのワークショップや公演に参加することで、自己肯定感や生きる喜びの回復、社会参加意識の向上を促すとともに、社会的弱者の存在を可視化しようとする事業

- 厚木市の民俗芸能団体が、団体設立 50 周年記念事業として、数十年廃絶していた演目の復活と、西洋音楽とのコラボによる民俗芸能を基盤とした新たな創作に取り組み、これまで関心を持っていなかった様々な層に民俗芸能への関心を喚起しようとする事業

Q 2-7 先駆的事业とは、先駆的な技術を使うものでなければならないのでしょうか？

A 2-7 先駆的な技術を使うことは必須ではありません。例えば、文化芸術の特性を活かして社会や都市の様々な課題解決に取り組むプロジェクトなども含みます。アーティストやクリエイターの創造性を活かした発想の提案を期待しています。

Q 2-8 動画配信を行うことは先駆的事业に当てはまるのでしょうか？

A 2-8 先駆的事业には、従来にない表現の内容若しくは方法又は実施の形態を実現することを求めていますので、動画配信が一般的なものになっている現状を踏まえると、単純な動画配信は「先駆的事业」には当てはまりません。

Q 2-9 食文化は対象になりますか？

A 2-9 対象になります。ただし、飲食の提供を主たる目的とする事業は対象外とし、発信等を主とするものに限ります。

例：日本酒の歴史や効能を発信する講演会などは対象

Q 2-10 地域の社寺で行う民俗芸能は対象になりますか？

A 2-10 保存団体等が社寺を会場として行う事業は対象になりますが、宗教法人が自ら行う場合は、対象になりません。

Q 2-11 ワークショップは補助の対象になりますか？

A 2-11 特定の教室の生徒等を対象とするものではなく、参加者を不特定多数から募るものであれば、対象になります。

Q 2-12 「若年者を文化芸術に携わる人材として育成する事業」について、若年者とは満 15 歳以上 25 歳以下が基準のようですが、30 歳までを育成の対象にする事業は該当しますか？

A 2-12 主に満 15 歳以上 25 歳以下が対象であれば、それ以外の年齢を対象に含めても、該当します。

Q 2-13 複数の公演をまとめて一つの事業として申請することは可能ですか？

A 2-13 可能です。ただし、全体を通して一貫した趣旨・目的や、関連性を有する企画で

なければなりません。

Q 2-14 ワークショップと舞台公演を組み合わせた事業を考えています。ワークショップは障がい者（又は高齢者）を主な参加者として重点事業の要件を満たすものの、舞台公演が重点事業の要件を満たさない（全体として障がい者（又は高齢者）の入場者割合が少ないような）場合、全体を重点事業として扱うことはできるのでしょうか？

A 2-14 舞台公演において、ワークショップと関連して重点事業の目的を達成又は効果を促進するために要する経費を補助対象とする限りにおいては、全体を重点事業として扱うことができます。すなわち、舞台公演部分については、公演が重点事業としての人数割合の目安を満たさない場合であっても、ワークショップ部分の参加者を入場させることなどにより関連性を持たせた上で、障がい者（高齢者）の文化芸術活動の充実を図るために必要な経費のみを補助対象とすれば、全体を重点事業とすることができます。

なお、一つの事業の中で通常の事業と重点事業を混在させることはできませんので、この場合、舞台公演部分に係る共通的な経費は、補助対象とならず、それらを補助対象とするためには、重点事業ではなく、通常の事業として取り扱うこととなります。

Q 2-15 補助事業を神奈川県以外の団体が行うフェスティバルの参加プログラムに登録することは可能でしょうか？登録料は補助の対象になるでしょうか？

A 2-15 登録は可能ですが、登録料は、補助事業を実施する上で直接必要な経費とは認められないため、補助の対象となりません。

Q 2-16 メタバース事業を考えていますが「神奈川県内で実施」に当たるのでしょうか？

A 2-16 インターネット上の仮想空間となりますので、厳密に言えば「神奈川県内で実施」とは言えませんが、少なくとも構築や撮影を神奈川県内で行うことで認められる場合があります。

3 補助の対象となる経費について

Q 3-1 稽古の費用は対象になりますか？

A 3-1 公演等の申請事業に付随するものは対象になります。稽古のみでは申請できません。

Q 3-2 既に発注済の経費も補助の対象になりますか？

A 3-2 対象になりません。交付決定後、補助事業の事業期間内に発注したものである必

要があります（やむを得ない理由があり、交付申請書で申し出れば、令和5年6月8日から発注が可能となります。）。

Q 3-3 事務所の運営経費や事務用品の購入費は対象になりますか？

A 3-3 経常的経費であり対象になりません。ただし、補助事業を遂行する中で使い切る事務用品等は、対象になります。

Q 3-4 補助の対象にならない経費を事業期間の前に執行していても問題はありませんか？

A 3-4 補助の対象にならない経費については、着手の時期に制限はありません。

Q 3-5 国や市町村の補助金は、補助対象経費の額から控除して補助金額を計算することですが、交付申請の時点で、受けられるかわからないものも控除するのでしょうか？

A 3-5 交付申請の時点で受けられるかわからない補助金等は、収入に記載するのみとし、補助金額の計算においてその額を控除する必要はありません。交付決定後、金額が明らかになった時点で改めて計算し、事業変更承認申請を行って変更交付決定を受けていただきます。

Q 3-6 コンテストの賞金は補助対象経費になりますか？

A 3-6 補助事業の遂行において対価として支払うものではないため、対象になりません。

Q 3-7 物販の経費（商品製作費、販売人件費等）は補助対象経費になりますか？

A 3-7 対象になりません。

Q 3-8 食糧費は補助の対象にならないとありますが、朝食付きプランの宿泊費はどのように取り扱えばよいのでしょうか？

A 3-8 ルームチャージに朝食代を上乗せしたプランである場合、補助の対象となる宿泊費はルームチャージ相当額のみとなります。ルームチャージのみの支払で朝食が無料となっている場合、朝食代は含まれていないものと扱います。

4 補助金の申請と補助の決定について

Q 4-1 先着順で採択されるのですか？

A 4-1 先着順ではありません。申請期間中に受け付けたものを締切後に文化芸術分野の外部専門家を含めた審査会において審査し、交付対象事業を決定します。

Q 4-2 申請件数が多い場合、一律に交付金額を減らすようなことはありますか？

A 4-2 申請件数によって交付金額を一律に減らすことは想定していません。

Q 4-3 採択結果はどのように通知されるのですか？

A 4-3 決定後、郵便で交付決定通知書又は不採択通知書をお送りします。

Q 4-4 提出書類について、定款の代わりに法人の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）でもよいでしょうか？

A 4-4 不可とします。法人の場合、定款の写しの提出をお願いします。

Q 4-5 交付決定通知に記載された補助金額がそのまま支払われるのでしょうか？

A 4-5 交付決定通知に記載された補助金額の支払を確約するものではありません。最終的な補助金額は、事業完了後に提出される事業実績報告書（様式4）により、補助対象経費の内容等を確認して判断します。また、原則として、交付決定通知に記載された補助金額を上回ることはできません。

Q 4-6 過去の採択率を教えてください。

A 4-6 令和4年度（初年度）及び5年度1次募集については、次のとおりです。採択事業の一覧は、県ホームページで公表しています。

	応募件数	採択件数	採択率
4年度1次募集	114件	30件	26%
4年度2次募集	64件	12件	19%
5年度1次募集	137件	38件	28%

Q 4-7 令和4年度の採択件数は1次募集と2次募集を合わせて42件となっていますが、そのうち、重点事業として特認したものは何件あったのでしょうか？

A 4-7 重点事業として特認したものは20件あり、内訳は次のとおりです。

- (1) 先駆的事业 3件 ※(4)と重複1件
- (2) 高齢者が行う文化芸術活動の充実を図るための事業 2件
- (3) 障がい者が行う文化芸術活動の充実を図るための事業 8件
- (4) 地域固有の伝統芸能及び民俗芸能に関する事業 3件 ※(1)(5)と重複各1件
- (5) 若年者を文化芸術に携わる人材として育成するための事業 6件 ※(4)と重複1件

Q 4-8 令和4年度に本補助金に申請し、不採択となったのですが、同じ事業で再度申請はできるのでしょうか？

A 4-8 申請は可能ですが、令和4年度と同じ基準で採点するので、採択のためには改善が期待されます。また、令和5年度1次募集に応募され、不採択となった方が2次募集に応募される場合は、「1次募集に応募した内容をどう改善したか」について別途添付（参考様式あり。「Ⅲ申請の手引き 5参考様式」を参照。）してください。

5 その他

Q 5-1 チケットの売上増などで収益が上がったら補助金を減額することになりますか？

A 5-1 自助努力を促す趣旨から、事業の結果として収益が発生しても補助金の減額はしません。

ただし、交付申請の段階で収益を見込んでいる事業については、審査において補助の必要性が考慮されることとなります。

Q 5-2 事業の計画が変わり、追加経費が必要になった場合、事業変更承認を申請すれば補助金の増額は認められるのでしょうか？

A 5-2 補助金の増額は原則として認められません。

Q 5-3 補助金額の下限はありますか？

A 5-3 下限はありません。少額の事業でも申請できます。